

和歌山県農林水産部公共事業再評価実施要領

第1 再評価の対象とする事業の範囲（実施要綱第2関係）

対象とする事業は、和歌山県農林水産部が所管する下記県営事業とする。

- 1 農業農村整備事業（農道整備事業除く）
- 2 治山事業
- 3 水産基盤整備事業（漁場単独事業のみ）

第2 再評価を実施する事業（実施要綱第3関係）

- 1 「事業採択」、「一定期間」及び「未着工の事業」の定義（実施要綱第3の（1）関係）
「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。
「一定期間」とは、「5年間」とする。
- 2 「長期間」の定義（実施要綱第3の（2）関係）
「長期間」とは「10年間」とする。但し、補助事業（地すべり対策事業及び交付金事業を除く）は、「5年間」とする。また当該年度に完了する場合には対象としない。
- 3 「再評価後一定期間が経過している事業」の定義（実施要綱第3の（4）関係）
「再評価後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中の事業」とする。
ただし、当該年度内に完了する場合には対象としない。
- 4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業（実施要綱第3の（5）関係）
この場合において、再評価の実施の必要性が生じているかどうかの判断は、事業所管部局長が行うものとする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表（実施要綱第4関係）

- 1 事業管理委員会の設置
対象事業の再評価を行うため、農林水産部内に部長を長とし関係課長で構成する農林水産部公共事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 再評価の実施
事業管理委員会は、基礎資料を基に対象事業のそのまま継続、見直しの上継続、対象事業の休止又は中止、関係機関への要請その他対象事業の効果的な実施のためには執るべき措置等に関し、関係機関からの意見を聴取した上で、再評価原案を作成し、その結果を知事に報告するものとする。

第4 再評価の内容（実施要綱第5 関係）

要綱第5. 1（7）、各事業所管部局が定めた視点とは各事業毎に下記のとおりとする。

（1）農業農村整備事業

- ア 関連事業の進捗状況
- イ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性
 - （ア）事業の施行に係わる区域
 - （イ）主要工事計画
 - （ウ）事業費

（2）治山事業

- ア 関連事業の進捗状況
- イ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

（3）水産基盤整備事業

- ア 関連事業の進捗状況
- イ 漁業情勢の変化

第5 施行

本要領は、平成15年10月31日から施行する。

平成18年10月31日から施行する。

平成22年 6月30日から施行する。

平成27年 8月20日から施行する。